

## 2014年（平成26年）第1回農地部会議事録

- 1 告示年月日 2014年（平成26年）1月15日
- 2 通知年月日 2014年（平成26年）1月16日
- 3 開催年月日 2014年（平成26年）1月30日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号  
福山市役所 3階 大会議室

### 5 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第4号 非農地証明について  
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

### 6 出席委員

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 掛谷 典人  | 2番 高橋 誠   | 3番 広江 文男  |
| 4番 稲垣 忠良  | 5番 谷邊 博人  | 6番 村上 三晴  |
| 7番 岡崎 昌史  | 8番 梶田 富美子 | 9番 平 勝義   |
| 10番 井上 博僖 | 11番 鶏内 淑臣 | 12番 門田 正義 |
| 13番 淵上 信弘 | 14番 鶏内 和義 | 15番 小林 正勝 |
| 16番 谷本 耕造 | 17番 山崎 貫二 | 18番 松井 孝尚 |
- 以上18名

### 7 欠席委員

### 8 その他の出席者

### 9 事務局出席職員

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 事務局長  | 平田 純雄 | 松永出張所 | 平井 智子 |
| 事務局次長 | 羽原 知洋 | 新市出張所 | 濱野 竜二 |
| 北部出張所 | 小林 立昌 | 沼隈出張所 | 野宗 英司 |
| 神辺出張所 | 藤井 勝俊 | 事務局   | 藤原 真治 |
| 事務局   | 梅田 勝巳 |       |       |

以上9名

## 10 議事内容

午後3時00分開会

事務局長            それでは、ただいまから2014年(平成26年)第1回農地部会を開会いたします。本日は5件の議案について、ご審議をいただきます。谷邊部会長、会議の進行につきまして、よろしく願いいたします。

部会長              — 開会あいさつ —

議 長  
(5番)                ただいまから、2014年(平成26年)第1回農地部会を開会いたします。農業委員会部会会議規則第2条及び、農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。

最初に、会議の成立を申し上げます。委員総数18名全員の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

続きまして、農業委員会会議規則第11条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。議席番号2番の高橋誠委員と議席番号14番の鶏内和義委員のご両名をお願いいたします。

議 長                それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず、東部地区の報告をお願いします。

3番                  それでは、東部地区の審議内容の報告をいたします。

(広江)

東部地区では、1月23日、関係者により現地調査を行い、午前11時から8階の農業委員室で協議会を開催いたしました。委員8名中7名の出席により、議案1号2件、議案3号3件の合計5件について、審議いたしました。

それでは、1ページの1番と2番についての審議内容の報告をいたします。

1番は、御幸町の譲渡人が、経営規模の拡大のために譲受けるものです。

2番は、北本庄町の譲受人が、後継者へ持分の贈与を行うものです。

以上です。

議 長                ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)

それでは、西部地区の審議内容の報告をいたします。

西部地区では、1月24日の午後1時から関係者により現地調査を行い、午後4時00分から8階の農業委員室で協議会を開催いたしました。委員8名全員の出席により、議案1号5件、議案3号3件、議案4号4件の合計12件について、審議いたしました。

それでは、1ページの3番から7番の審議内容の報告をいたします。

3番と4番は関連案件で、山手町の借受人が、申請地に6年間の使用貸借権を設定して、同町のそれぞれの貸渡人から借受け、水稻の栽培を行い、経営規模の拡大を図るものです。

5番は、赤坂町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻の栽培を行い、経営規模の拡大を図るものです。

6番は、内海町の譲受人が、沼隈町の譲渡人外1名から申請地を譲受け、野菜及び果樹を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

7番は、新涯町の譲受人が、沼隈町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜及び果樹を栽培するものです。

いずれの譲受人あるいは借受人とも農業経験はあり、必要な農機具は確保あるいは購入予定であり、問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に松永地区の報告をお願いします。

10 番  
(井上)

それでは、松永地区の審議内容について報告をいたします。

松永地区では、1月24日の午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。委員5名中4名の出席により、議案第1号1件、議案第2号1件、議案第4号1件の合計3件について審議いたします。

それでは、2ページの8番について報告します。

本郷町の譲受人が、申請地を譲受け、野菜の栽培を行い、経営規模の拡大を図るものです。

必要な農機具等は所有しており、問題はないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、北部地区の審議内容について報告をいたします。  
北部地区では、1月24日の午後1時から関係者により現地調査を行い、午後3時30分から、北部支所3階302会議室において、委員10名全員の出席のもとに、議案1号2件、議案3号1件、議案第4号2件、議案第5号1件の合計6件について、審議いたしました。

それでは、2ページの9番と10番の審議内容の報告をいたします。

9番と10番は関連案件で、譲受人あるいは借請人が、9番で、1年間の使用貸借権を設定して借受け、10番で譲受け、新規就農して水稻を栽培するものです。

譲受人あるいは借受人は、必要な農機具等を確保あるいは、購入予定であり、問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番  
(山崎)

それでは、神辺地区の審議内容について報告をいたします。  
神辺地区では、1月24日午前8時50分から関係者による現地調査を行い、午前10時10分から神辺支所会議棟福利厚生室（西）で協議会を開催しました。委員6名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号4件の合計6件について審議いたしました。

それでは、2ページの11番と12番の審議内容の報告をいたします。

11番は、譲受人が、申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

12番は、譲受人が、申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。

いずれの譲受人も、必要な農機具等は確保しており、問題ないと思われます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

ただ今の議案第1号の12件については、農地法第3条調査書のとおり、借入れ後、又は、取得後の全ての農地を利用すること、機械労働力・技術・通作距離などからみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の

面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしています。

議 長                   これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員                   (質疑なし)

議 長                   質問等もないようですので、採決をいたします。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員                   (全員挙手)

議 長                   全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

議 長                   次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。  
各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。  
まず、松永地区の報告をお願いします。

10番                   それでは、3ページの1番について報告をいたします。  
(井上)                駅家町の申請人が、申請地に隣接している霊園の参拝者用の休憩所として広場を造るものです。申請面積の半分程度は法面であり、残りの部分を広場として利用するものです。  
                      現地調査をいたしました。周辺に農地は無く、営農条件に支障を生じるおそれもないと思われま。す。  
                      以上です。

議 長                   ありがとうございました。  
事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局                議案第2号の案件は、高速自動車国道その他の自動車のみの交通の用に供する道路の出入り口の周辺、概ね300メートル以内の区域であるため、第3種農地として判断されます。  
                      本案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模か

らみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。

議 長                   これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

村上委員               申請地は、霊園への参拝者用の広場となっておりますが、造成や舗装等の行為はなされるのでしょうか。

事務局                   舗装等を行って、駐車場として利用する計画はありません。芝生は敷設しますが、砂利、舗装等はいりません。細長い形状であり、駐車場として利用できるスペースはありません。

議 長                   村上委員よろしいでしょうか。

村上委員               わかりました。

議 長                   ほかに、質問等はございませんか。

委 員                   (質疑なし)

議 長                   ほかに質問等もないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員                   (全員挙手)

議 長                   全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長                   次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたしますので、ご審議をお願いします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず東部地区の報告をお願いします。

3 番  
(広江)

それでは、4 ページの 1 番から 3 番について報告をいたします。

1 番と 2 番は関連案件です。神辺町の法人が、兵庫県伊丹市、及び、御幸町のそれぞれの譲渡人から申請地を譲受け、建売住宅 8 棟を建築するものです。

場所は、1 番、2 番とも、ビッグローズの南、約 300 メートルのところ です。

3 番です。津之郷町の法人が、申請地に賃借権を設定して申請地を千田町の貸渡人から借受け、露天資材置場として利用するものです。

場所は、福塩線沿いで、千田排水機場の南西です。

現地調査をいたしました but、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、問題ないと思われ ます。

議 長

ありがとうございました。

次に西部地区の報告をお願いします。

6 番  
(村上)

それでは、4 ページの 4 番から 6 番の報告をいたします。

4 番は、加茂町の借受人が、期間を定め ない使用賃借権を設定して津之郷町の母親から申請地を借受け、住宅を建築する ものです。

場所は、県立若草園の東、約 50 メートルの ところ です。

5 番は、松浜町の法人が、申請地に賃借権を設定して御門町の貸渡人から借受け、売電用の太陽光発電パネルの設置を行う ものです。

場所は、県立若草園の南東、約 200 メートルの ところ です。

6 番は、山手町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として利用する ものです。

場所は、城西中学校の北東、約 50 メートルの ところ です。

現地調査をいたしました but、いずれも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められる ことから、許可妥当と判断しました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、5 ページの 7 番について報告を いたします。

駅家町の譲受人が、岡山県倉敷市の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として利用する ものです。

現地調査をいたしました but、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもない

いと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に神辺地区の報告をお願いします。

17 番

(山崎)

それでは、5 ページの 8 番から 11 番について報告をいたします。

8 番は、譲受人である法人が、申請地を譲受け、職員用の露天駐車場として利用するものです。

9 番から 11 番は、関連案件です。霞町の法人が、9 番と 10 番で、市道の拡幅のために申請地を譲受け、11 番で建売住宅 13 棟を建築するために申請地を譲受けるものです。

現地調査をいたしました。周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと思われま。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

事務局より補足説明等があればお願いします。

事務局

議案第 3 号の 9 番は、水管、下水道管またはガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、概ね 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設が存在するため、第 3 種農地として判断されます。

また、10 番、11 番は、第 3 種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、「相当数の街区を形成している区域」と認められるため、第 2 種農地として判断されます。

その他の案件につきましては、農用区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。

全ての案件は、別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。



議 長

ありがとうございました。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。また、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問してよろしいでしょうか、併せて伺います。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定し、許可相当として広島県常任議員会議へ諮問いたします。

議 長

次に、議案第4号「非農地証明について」を上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

各地区協議会における審議内容の報告をお願いします。

まず西部地区の報告をお願いします。

6 番

(村上)

それでは、6ページの1番から4番について報告をいたします。

1番は、沼隈町の申請人が、昭和43年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し原野となり、現在に至っております。

場所は、小室浜の北東、約150メートルのところ です。

2番は、沼隈町の申請人が、昭和44年頃から進入路として利用し、現在に至っております。

場所は、JA山南支店の北東、約200メートルのところ です。

3番は、沼隈町の申請人が、昭和44年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っております。

場所は、アリスト沼隈の北東、約450メートルのところ です。

4番は、兵庫県養父市の申請人が、昭和38年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林及び原野となり、現在に至っております。

場所は、千年中学校の西、約100メートルから200メートルのところ です。

現地調査をいたしました が、いずれも、農地性は認められませんでした。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。  
次に松永地区の報告をお願いします。

10 番  
(井上)

それでは、6 ページの 5 番について報告をいたします。  
神村町の申請人が、平成元年頃から、耕作放棄していたところ、雑木等  
が繁茂し山林となり、現在に至っています。  
現地調査をいたしましたが、農地性は認められませんでした。  
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。  
次に北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、6 ページの 6 番と 7 番について報告をいたします。  
6 番は、奈良津町の申請人が、昭和 5 7 年頃から、事務所の敷地として  
利用し、現在に至っております。  
7 番は、加茂町の申請人が、昭和 5 0 年頃から、耕作放棄していたとこ  
ろ、雑木等が繁茂し山林となり、現在に至っております。  
現地調査をいたしましたが、いずれも、農地性は認められませんでした。  
以上でございます。

議 長

ありがとうございました。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、採決いたします。  
議案第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお  
願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 4 号は原案のとおり決定いたします。

議 長

次に、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を  
上程いたしますので、ご審議をお願いいたします。

北部地区の報告をお願いします。

15 番  
(小林)

それでは、7 ページの1 番について報告いたします。

駅家町の申請人によるものです。

現地確認をしたところ、水稻の刈取が行われており、農地として適正な管理がなされておりました。

以上です。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

質問等もないようですので、それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、専決処分あるいは届出等の報告を事務局からお願いします。

事務局

報告事項について、ご説明いたします。

最初に、8 ページから12 ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出なければならないとされています。この規定により処理した案件は12件です。

次に、13 ページ、14 ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、15 ページから19 ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」ですが、この規定により処理した案件は、4条が13件、5条が33件です。

内容については、記載のとおりです。

届出書は、添付書類も含め完備しておりましたので、農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決により、受理いたしました。

次に、20 ページの「農地法施行規則第32条第1項第16号の規定に

よる協議について」です。

認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地の転用の制限の例外となります。この規定により処理した案件は、1件です。

次に、21ページ、22ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約した場合は、農業委員会へ通知しなければならないとされております。今月は、10件の通知がありました。

次に、23ページの「買受適格証明申請について」です。

競売及び公売に入札参加できることの証明申請です。

申請地は、市街化区域内であり、取得後の利用が、住宅への転用であることから、事務局長の専決により処理しています。

次に、24ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消しについて」です。

1番は、事業計画の変更によるものです。

2番は、売買の不成立によるものです。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長

ただいまの報告について、発言のある方は挙手をお願いします。

委 員

(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、報告事項について終わります。

以上で、本日の議案の審議ならびに専決処分・届出等の報告について、すべて終了いたしました。

これをもちまして、第1回農地部会を閉会いたします。

なお、来月の農地部会は、2月27日木曜日の予定です。

皆様お疲れ様でした。

午後3時32分閉会